

寝屋川市高齢者保健福祉計画

(2024～2026)

(素案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 期間	3
4. 策定方法	3
5. 推進方法	4
6. 日常生活圏域の設定	4
第2章 高齢者保健福祉の推進方策	6
1. 基本理念	6
2. すべての取組で大切にする考え方	7
3. 基本目標	8
4. 目標を実現するための取組	10
(1) 一人ひとりが“自分らしく”元気にいきいきと暮らす	11
(2) 生活や介護をニーズに応じてしっかり支える	16
(3) 「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを充実する	23
5. 重点的に取り組む事項	27
第3章 介護保険サービス等の推計と介護保険料	32
1. 被保険者数と要介護認定者の推計	32
2. 介護保険サービスの見込量の推計	34
3. 地域支援事業の見込量の推計	37
4. 介護保険事業費等の推計	40
5. 介護保険料の設定	40

【計画の構成】

第1章 計画の策定にあたって

- | | | |
|------------|---------|--------------|
| 1. 計画策定の趣旨 | 2. 位置づけ | 3. 期間 |
| 4. 策定方法 | 5. 推進方法 | 6. 日常生活圏域の設定 |

第2章 高齢者保健福祉の推進方策

1. 基本理念

地域みんなで支えあい、元気にいきいきと暮らすまちの実現 ～ 地域包括ケアの深化と広がりをめざして～

2. すべての取組で大切にする考え方

- (1) シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します
- (2) 多様な人の多様な“困りごと”を見つけ、支えます
- (3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます

3. 基本目標

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| (1)
一人ひとりが“自分らしく”
元気にいきいきと暮らす | (2)
生活や介護をニーズに応じて
しっかり支える | (3)
「地域共生社会」の視点で
地域包括ケアを推進する |
|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|



(1) 一人ひとりが“自分らしく” 元気にいきいきと暮らす

- ①情報の発信と取得・活用の支援
- ②地域活動・社会活動の推進
- ③多様な就労や有償活動などへの支援
- ④健康づくりと介護予防・重度化防止、認知症予防への支援
- ⑤権利擁護の支援

(2) 生活や介護をニーズに応じて しっかり支える

- ①“困りごと”に気づき、支援につなぐ取組
- ②相談窓口とネットワークの充実
- ③日常生活を支援するサービスや活動等の充実
- ④介護を支援するサービスや活動の充実
- ⑤認知症の人への支援の充実
- ⑥介護者への支援の充実
- ⑦支援の質を高める取組

(3) 「地域共生社会」の視点で 地域包括ケアを推進する

- ①「地域共生社会」をめざすネットワークの充実
- ②在宅医療・介護連携の充実
- ③地域包括ケアの担い手づくり
- ④つながり支えあう地域づくり
- ⑤安全・安心なまちづくり
- ⑥バリアのないまちづくり

5. 重点的に取り組む事項

- (1) 地域包括ケアシステムの充実・強化
- (2) 介護予防・重度化防止と認知症の予防・支援の充実
- (3) 元気でいきいきと活躍する場と参加支援の充実

第3章 介護保険サービス等の推計と介護保険料

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 被保険者数と要介護認定者数の推計 | 2. 介護保険サービスの見込量の推計 |
| 3. 地域支援事業の見込量の推計 | 4. 介護保険事業費等の推計 |
| 5. 介護保険料の設定 | |

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

寝屋川市は、介護保険事業を含む高齢者保健福祉のさまざまな取組を市と市民・団体・事業者・関係機関等が協働して進めるための指針として、「寝屋川市高齢者保健福祉計画」を3年ごとに策定し、計画的な推進を図っています。平成27年に策定した「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2015～2017）」からは、本計画「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）」の中間年である2025年（令和7年）を目途として「地域包括ケア」の仕組みを構築するよう、中長期的な視点に立った取組を推進してきました。

そして、日常生活圏域に設置した地域包括支援センターが、地域のなかでの中核的な役割を担いながら、「公」と「民」のさまざまな資源をつないで生活、介護予防、介護、医療、住まいの支援を一体的に進めることを通じて、シルバー世代が安心して暮らせる仕組みが構築されてきました。これからは、こうした取組の成果を活かしたセカンドステージとして、さらに深化、推進することが求められます。

こうした中、国では、全国的な少子化・人口減少の流れを変え、超高齢社会に備えるため、「全世代対応型社会保障」の構築に向けた取組を推進することとなりました。社会保障制度改革の方向性として、すべての人が暮らしと生きがい、地域とともに創ることを目指す「地域共生社会」の実現を示しています。

本市では、65歳以上のシルバー世代の人口（各年10月1日）は令和3年をピークとしてわずかずつの減少に転じていますが、介護や支援の必要性が高まる75歳以上の人（後期高齢者）のシルバー世代のなかでの割合はいっそう上昇しています。こうした状況をふまえ、全国でシルバー世代の人口がピークを迎えるとともに、労働力人口が減少されると予測される「2040年問題」を念頭に置き、中長期的な視点での介護サービス基盤の計画的な整備が重要な課題となっています。

令和3年に策定した新たなまちづくりの指針である「第六次寝屋川市総合計画」で、将来像である「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向けた訴求力のある施策として「健康寿命の延伸」や「誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり」にも取り組み、だれもがいきいきと暮らせるまちづくりを目指しています。

また、福祉分野の上位計画である「第四次寝屋川市地域福祉計画」は「地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実」を通じて、福祉の制度や分野の複合的なニーズに対して、包括的かつ重層的な支援につなげるための取組として、セーフティーネットの拡充を進めることとしています。

これら総合計画や地域福祉計画等と連携することで、まちづくりのさまざまな取組と連動して、シルバー世代が元気にいきいきと暮らせるまちづくりを支える高齢者保健福祉の充実を効果的に進めることを目指し、「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）」を策定します。

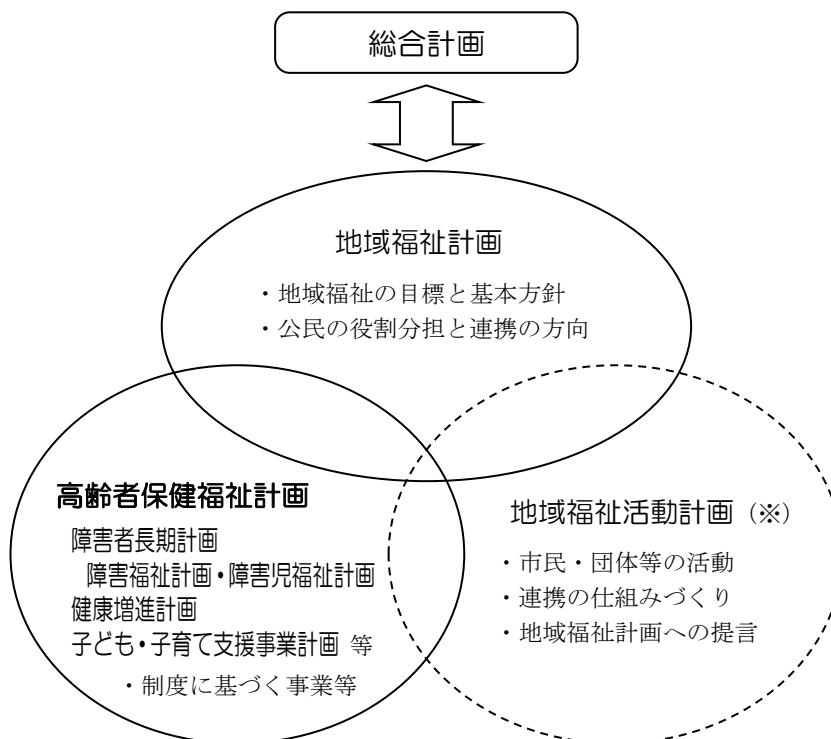
2. 位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法（第117条）に基づく市町村介護保険事業計画とを一体的に作成するものであり、国の基本指針、府の指針をふまえて策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの基本指針である「第六次寝屋川市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「第四次寝屋川市地域福祉計画」、また、地域福祉計画と連携して市民や団体の活動を推進する「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会が呼びかけ役となって策定）を高齢者保健福祉の分野で具体的に推進する計画であり、これらの計画や保健福祉をはじめとするシルバー世代の生活に関係する分野の計画とも整合性をもたせて策定し、関連づけて推進していきます。

あわせて、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、シルバー世代が安心して暮らせるまちづくりにもつながることから、総合計画や地域福祉計画とも連動させ、達成に向けて取り組んでいきます。

《計画の位置づけ》



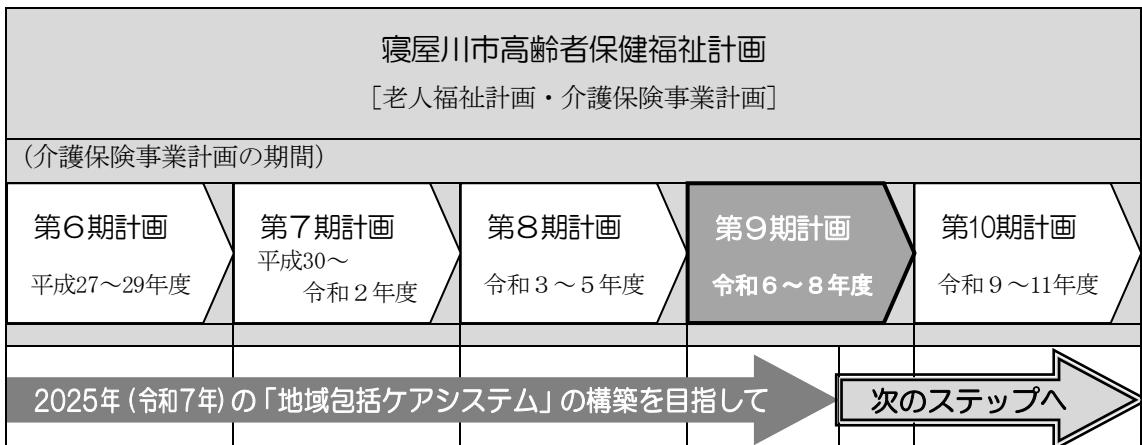
(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

3. 期間

本計画は、介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度（2024～2026年度）までの3年間の計画として策定します。

なお、この計画は、介護保険事業の第6期計画にあたる「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2015～2017）」から2025年（令和7年）を目指して推進してきた「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組の成果を活かして、さらに深化・推進させるためのセカンドステージに取り組み、全国でシルバー世代の人口がピークを迎えるとされる2040年（令和22年）に向け、中長期的な視点をふまえて推進する計画として策定します。

《計画の期間》



4. 策定方法

本計画は、市民のニーズや意見を反映した計画とするため、本市の高齢者保健福祉に関する市民、団体、事業者、関係機関の代表者等で構成する「寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会」（以下、「計画推進委員会」といいます。）で意見交換を行い、計画素案を作成しました。

また、シルバー世代を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施するとともに、地域ケア会議での検討等を通じて把握したシルバー世代の生活や介護の実態とニーズを、計画推進委員会での検討に反映しました。

さらに、計画素案に対するパブリック・コメントを通じて広く市民から聴取した意見を反映し、計画を策定します。

5. 推進方法

本計画は、計画推進委員会等で計画の推進にかかる協議や進捗管理を実施し、取組等の実績の把握と分析を行います。その結果を市のホームページ等を通じて公表し、市民、団体、事業者、関係機関、大阪府等と協働して、事業や活動を実施します。

そのなかで、市は庁内の関係課による連絡会議等を通じて関係分野とも連携を図りながら、「重点的に取り組む事項」を計画全体の取組を先導する事業として実施するとともに、「目標を実現するための取組」に基づいて各事業を推進します。

また、市民、団体、事業者等とも協力して事業や活動を推進するよう、地域福祉計画や地域福祉活動計画とも連携し、主体的な参加、実践と協働を呼びかけていきます。

6. 日常生活圏域の設定

地域に密着した支援を推進するエリアとしての日常生活圏域は、これまでの地域包括ケアの仕組みづくりを継続するとともに、地域福祉計画の地域エリアの設定とも連動させて、引き続きコミュニティセンターエリアとします。

各圏域では、2か所ずつ設置した地域包括支援センターが連携してきめ細かく支援を行うとともに、より生活に密着したエリアである小学校区等で展開される地域福祉活動と連携を図りながら、圏域での地域ケア会議等を通じて地域組織や各種団体、事業者等と協働し、地域のニーズに応じた取組を展開していくためのネットワークを構築します。また、各圏域の課題を集約し市全体で解決していくよう、市域の地域ケア会議等を活用し、圏域の連携による取組を推進していきます。

あわせて、地域福祉計画に基づいて推進する重層的支援体制の整備とも連動させて、各分野の相談・支援の取組とも連携を図り、8050問題をはじめとする分野を横断するテーマなども含め、シルバー世代が関わる多様な課題への効果的な対応を行っていきます。

《各日常生活圏域の範囲と人口（令和5年10月1日現在）》

圏域名	圏域内の 中学校区	圏域内の 小学校区	人 口 等		
			総数	65歳以上 (高齢化率)	75歳以上 (65歳以上の人 のなかでの割合)
西北	第三 友呂岐	北・田井 木屋・石津	39,851人	11,259人 (28.3%)	6,270人 (55.7%)
東北	第六 第十	第五・国松緑丘 三井・宇谷	44,133人	14,484人 (32.8%)	8,385人 (57.9%)
東	第一 第四	東・中央 明和・梅が丘	36,996人	10,455人 (28.3%)	6,095人 (58.3%)
南	第七 中木田	南・堀溝 木田・楠根	30,121人	8,984人 (29.8%)	5,352人 (59.6%)
西南	第五 第九	神田・和光 成美・啓明	37,572人	11,150人 (29.7%)	6,839人 (61.3%)
西	第二 第八	池田・桜 西・点野	37,410人	11,758人 (31.4%)	7,036人 (59.8%)
市内全域			226,083人	68,090人 (30.1%)	39,977人 (58.7%)

(※) 令和6年4月1日の小中一貫校設置につき、「第四中学校」、「明和小学校」、「梅が丘小学校」は「望が丘中学校」、「望が丘小学校」になります。



第2章 高齢者保健福祉の推進方策

1. 基本理念

地域みんなで支えあい、 元気にいきいきと暮らすまちの実現 ～ 地域包括ケアの深化と広がりをめざして ～

元気にいきいきと暮らすことは、すべての人の望みです。その実現に向けて、シルバー世代がさまざまな形で人とつながり、地域に参加して役割を担い、生きがいをもって生活していくよう、多様なニーズに応じた支援を進めることが、高齢者保健福祉のもっとも重要な役割です。

寝屋川市は、一人ひとりのシルバー世代の多様なニーズに応える高齢者保健福祉を推進するため、市等の「公」と、市民、団体、事業者等の「民」の力を【包括】し、生活支援や介護、医療、住まいに関するサービスを【包括】して一体的に提供するという2つの【包括】の視点で、「地域包括ケア」の取組をすすめています。

この取組の成果を活かし、さらに質を高めていくよう深化させるとともに、「地域共生社会」の視点で制度や分野などの枠を超えた広がりのあるものにしていくことで、シルバー世代の生活をより多彩で豊かにし、多様な“困りごと”の解決に向けた効果的な支援を通じて生活を支える取組を充実していきます。そのために、市や関係機関等の「公」と、市民、団体、事業者等の「民」のさまざまな人や組織が協力し、シルバー世代の主体的な取組も含めて地域みんなで支えあうよう、この計画に基づき、計画的、体系的な取組を推進していきます。

2. すべての取組で大切にする考え方

「高齢者保健福祉の基本理念」を着実に具現化するため、高齢者保健福祉に関わるさまざまな事業や活動を進めるうえで共通して大切にするとともに、取組のふり返りを行う際の視点として、次の3つの考え方を前計画から引き継ぎ、これまでの取組の蓄積を活かした推進を図ります。

(1) シルバー世代の「自立」と「権利」を尊重します

寝屋川市は、すべての取組においてシルバー世代の「自立」と「権利」を尊重することを基本として、高齢者保健福祉を推進しています。加齢によって心身の機能は変化しますが、健康寿命の延伸や介護予防・認知症予防の取組をすすめるとともに、支援や介護が必要になっても一人ひとりの意思に基づいて自分らしく暮らせるように支援することを、大切な考え方としてあらためて確認し、すべての事業や活動をすすめます。

(2) 多様な人の多様な“困りごと”を見つけ、支えます

ライフスタイルや価値観が多様化するとともに、家族構成や地域のつながりと支え合いの形が変化するなかで、日常生活で抱える困りごとが多様化、複雑化しています。また、地震や豪雨等の自然災害や、弱い立場に置かれがちな人に対する犯罪、差別や虐待等の権利を損なう事象も起こるなど、安心して生活するうえでの課題が多岐にわたっています。こうした状況に対応するため、地域福祉計画が中心となって推進する「地域共生社会」づくりと連動させて、シルバー世代の多様な生活実態や地域や社会との関わり等にも目を向けながら、さまざまな困りごとを見落とさずに、サービスや活動を展開します。

(3) さまざまな立場の人や組織が力をあわせて取り組みます

これまで推進してきた「地域包括ケア」の仕組みづくりを通じて、高齢者保健福祉に関わる人や機関等の連携が着実に広がってきています。こうした成果を活かしつつ、さらに多様化、複雑化する困りごとに的確に対応できるよう、地域福祉計画が中心となって推進する「地域共生社会」づくりとも連動させて、連携のネットワークをさらに強化していきます。そして、市や関係機関等の「公」が土台となる制度を担い、市民、団体、事業者等の「民」が各自の思いや強みを活かしていけるよう、お互いの理解を深めながら協働し取り組みます。

3. 基本目標

「高齢者保健福祉の基本理念」を実現するための取組は、一人ひとりの暮らしのなかでの取組から、地域の力をあわせた支援、それらを進めるしくみや環境づくりへと広がる次の3つの目標を柱として、体系的に推進します。

(1) 一人ひとりが“自分らしく”元気にいきいきと暮らす

シルバー世代の一人ひとりが、各々の希望に応じて“自分らしく”、元気でいきいきと生きがいをもって暮らせるように、介護予防・認知症予防も意識して健康の保持・増進に取り組みながら、主体的に地域や社会とつながり、役割を發揮する活動や就労などに参加する地域づくりをすすめます。

そのために、生活や活動などに必要な情報をしっかりと伝えるとともに、多様な活動の場つくりや参加のきっかけづくり、主体的な取組への支援などを、地域のさまざまな人や組織などの力をあわせることで、多様なニーズに応えるように推進します。また、だれもが“自分らしく”尊厳をもって暮らすための基盤として、弱い立場に置かれたがちな人の権利をまもる取組を充実します。

(2) 生活や介護をニーズに応じてしっかり支える

暮らしの形がいっそう多様化し、生活や介護などに関する“困りごと”も多様化、複雑化していることをふまえ、ニーズや課題に早期に気づき、適切な相談やサービス・活動などにつながることで、“自分らしく”暮らせるように効果的に支援できるしくみづくりと、それぞれの相談、サービス、活動などがニーズに応じて提供され、自立を支えるいっそう質の高い支援となるよう、多様な主体の連携による取組を推進します。

そのために、「地域共生社会」づくりの取組を通じて進める地域での市民どうしのつながりや、地域に密着した支援体制の整備などとも連動させて、ニーズに気づき、適切な相談や支援につなぎ、しっかり支えるきめ細かな取組を、シルバー世代の生活に関わるさまざまな分野とも連携し、「公」と「民」の多様な力をあわせて推進します。

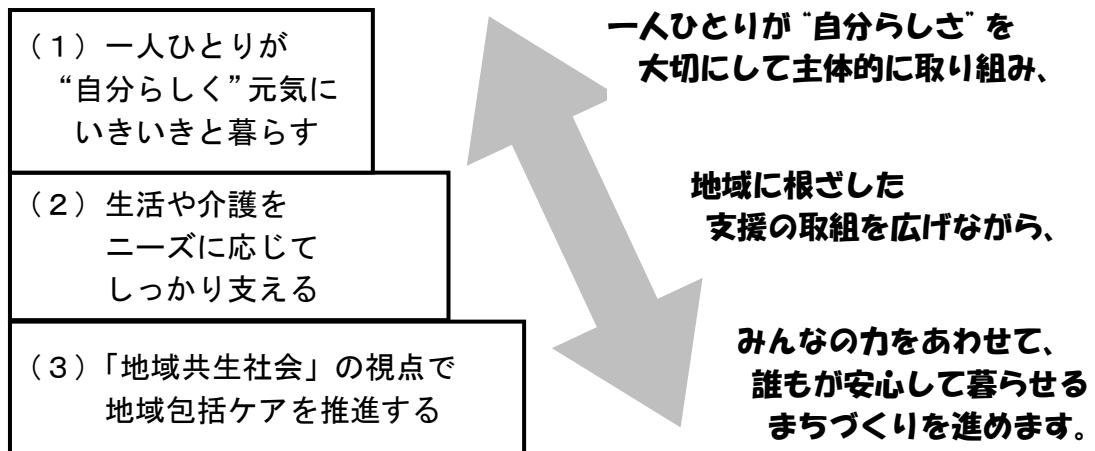
(3) 「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを推進する

「公」と「民」の力をあわせて推進してきた高齢者保健福祉の「地域包括ケア」のしくみづくりの成果をさらに深化させ、地域福祉計画に基づき推進する「地域共生社会」づくりとも連動させていくことで、シルバー世代や家族などの多様なニーズにも効果的に対応する仕組みと地域づくりを進めます。

そのために、地域ケア会議等を通じて、公と民、制度や分野の枠を超えた人や組織が思いや情報、課題を共有し、協働、分担して対応していく取組をいっそう広げながら、地域包括ケアを進めるための人づくりや、シルバー世代を含む誰もが心豊かに、安心し

て快適に暮らせる環境づくりを推進します。

《3つの「基本目標」のつながり》



4. 目標を実現するための取組

「基本目標」を効果的に実現するため、次の体系に基づき、市と市民、団体、事業者や関係機関等が各々の強みを活かし、協働して事業や活動を推進します。

【取組の体系】

(1) 一人ひとりが“自分らしく”元気にいきいきと暮らす

- ① 情報の発信と取得・活用の支援
- ② 地域活動・社会活動の推進
- ③ 多様な就労や有償活動などへの支援
- ④ 健康づくりと介護予防・重度化防止、認知症予防への支援
- ⑤ 権利擁護の支援

(2) 生活や介護をニーズに応じてしっかり支える

- ① “困りごと”に気づき、支援につなぐ取組
- ② 相談窓口とネットワークの充実
- ③ 日常生活を支援するサービスや活動等の充実
- ④ 介護を支援するサービスや活動の充実
- ⑤ 認知症の人への支援の充実
- ⑥ 介護者への支援の充実
- ⑦ 支援の質を高める取組

(3) 「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを推進する

- ① 「地域共生社会」をめざすネットワークの充実
- ② 在宅医療・介護連携の充実
- ③ 地域包括ケアの担い手づくり
- ④ つながり支えあう地域づくり
- ⑤ 安全・安心なまちづくり
- ⑥ バリアのないまちづくり

(1) 一人ひとりが“自分らしく”元気にいきいきと暮らす

① 情報の発信と取得・活用の支援

シルバー世代の生活に関する情報を必要なときに行われるよう、デジタル・トランスフォーメーション（デジタルによるサービスや生活の変容）の取組も活かして、多様な方法での発信を一層推進します。あわせて、主体的に情報を得る意識やスキルが高まるよう支援します。

【取り組むこと】	
多様な媒体による情報の発信	<ul style="list-style-type: none">・広報ねやがわをはじめとする紙媒体や、市ホームページ、市公式アプリ、SNS、メールねやがわなどICT（情報通信技術）も活用した多様な媒体で、市政情報をわかりやすく発信します。
情報を的確に伝える取組	<ul style="list-style-type: none">・シルバー世代の生活に関する多様な情報を、地域支え合い推進員の活動や関係機関等と連携し、集約、発信します。・身近な人を通じた情報伝達を推進するよう、福祉や生活に関する事業者、医療機関・薬局、地域組織・団体などへの情報提供と協力の呼びかけを拡充します。
情報取得への意識やスキルを高める支援	<ul style="list-style-type: none">・災害などの「いざ」というときへの備えや今後の人生を考えるライフプランづくりなど、ふだんから主体的に情報を取得する意識が高まるよう、呼びかけや情報に触れる機会づくりを推進します。・スマホ教室の開催など、ICTを活用した情報の取得技術の習得を支援するとともに、スマートフォン等で読み取る二次元コードの添付活用など、情報にアクセスしやすくする取組を推進します。

② 地域活動・社会活動の推進

一人ひとりが“自分らしく”地域や社会と関わりをもって元気にいきいきと暮らせるよう、多様な活動の場を拡充するとともに、主体的に参加したり、自ら立ち上げることを支援する取組を推進します。

【取り組むこと】	
身近な地域での活動の推進《重点》	<ul style="list-style-type: none">身近な地域での交流や支え合いなどシルバー世代の主体的な活動を、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や縮小された活動の再開も含め、地域組織や市民団体、事業者等と連携して支援します。
ボランティア・NPO・当事者活動等の推進《重点》	<ul style="list-style-type: none">シルバー世代の生活に関する課題の解決等に取り組む、ボランティアグループやNPO、当事者組織などの活動を支援します。
生涯学習・スポーツ、文化・趣味活動等の推進《重点》	<ul style="list-style-type: none">生涯学習やスポーツ、文化活動、趣味の活動などへのシルバー世代の参加を促進するため、多様なニーズに応じ、自主的な活動を支援します。
参加の呼びかけやきっかけづくり《重点》	<ul style="list-style-type: none">元気アップ介護予防ポイント事業等の活動参加のきっかけとなる情報発信を充実し、多様な活動へのシルバー世代の参加（企画や運営を担うことも含め）を促進します。地域資源情報システム等を活用し、支援機関等間での情報共有を一層推進します。活動への参加を希望する人のニーズに応じるとともに、活動への関心が低い人や参加を躊躇する人への呼びかけも充実させながら、地域支え合い推進員等によるコーディネートの取組を推進します。
主体的な活動の立ち上げや継続への支援《重点》	<ul style="list-style-type: none">シルバー世代による主体的な活動の立ち上げや継続を促進するため、ボランティア養成講座を実施するとともに、地域支え合い推進員、市民活動センター、社会福祉協議会等との連携による支援を推進します。

③ 多様な就労や有償活動などへの支援

シルバー世代が、能力や特技を活かして役割を発揮し、いきがいや健康、生活の質を高めるとともに地域や社会のニーズに応えていくよう、就労や多様な就労的活動（雇用外で役割を担う活動など）への支援を推進します。

【取り組むこと】	
シルバー世代の就労への支援の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">働くことを希望するシルバー世代の就労を支援するため、ハローワーク等の関係機関や生活困窮者自立支援事業等と連携し、相談や職業紹介などを推進します。
多様な就労的活動の推進　《重点》	<ul style="list-style-type: none">介護予防・日常生活支援総合事業などの有償活動へのシルバー世代の参加などを促進するよう、事業者や支援機関等と連携して取り組みます。シルバー世代が経験や技能を生かして地域づくりに参加し、生きがいを見つけることができるよう、シルバー人材センターの事業を支援します。

④ 健康づくりと介護予防・重度化防止、認知症予防への支援

だれもが元気にいきいきと暮らせる健康寿命を伸ばしていくよう、健康づくりや生活習慣病等の予防と介護予防・認知症予防の取組を、地域のさまざまな力をつないで、一体的に推進します。

【取り組むこと】	
介護予防への理解の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">介護予防の重要性や、日常的に取り組めることなどについての理解を広げるため、情報発信や学習機会の充実を図ります。
健康づくりを通じた健康寿命の延伸と介護予防の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">健康増進計画等に基づく生活習慣の改善やフレイル（加齢による心身の虚弱）予防等を通じて、健康寿命の延伸をめざし、介護予防を推進します。
地域でのさまざまな活動を通じた介護予防の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">地域活動・社会活動や就労的活動等への積極的な参加を支援すること [→(1)-②・③を参照] を通じて、介護予防を推進します。
認知症予防の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">多様な主体による認知症への理解を進める取組 [→(2)-⑤を参照] を推進するとともに、介護予防としての生活習慣の改善や社会参加、運動などを通じた認知症予防を推進します。
多様な通いの場づくりと参加の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">地域で生きがいや仲間づくりを進めることで介護予防につながる通いの場づくりを促進するため、地域支え合い推進員等と連携して支援を推進します。事業所や企業など多様な主体による通いの場づくりを促進するため、呼びかけや支援を推進します。
重度化防止や活動量の多い元の生活をめざす取組の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">通所型サービス（短期集中）等を通じた生活機能の改善と社会参加の促進、医療専門職と連携した口腔機能や栄養状態の改善等により、介護や支援からの卒業や重度化防止を目指す取組を推進します。短期集中通所サービスの終了後に地域の活動にスムーズにつながるように、地域支え合い推進員等によるコーディネートや伴走的な支援を充実させるとともに、短期集中通所サービスと地域の活動との中間的な通いの場づくりについて、検討していきます。
運動を通じた介護予防の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">元気アップ体操をはじめとする通いの場等の地域での活動や、市民体育館等のスポーツ施設、事業者が提供するフィットネス等を活用し、運動を通じて介護予防と健康づくりを一体的に進める取組を推進します。

⑤ 権利擁護の支援

シルバー世代の尊厳のある生活をまもるため、虐待や権利侵害の防止、適切に対応する仕組みづくりや、認知症等で判断能力に不安が生じたときも自分らしく安心して生活できるよう支援する取組を充実します。

【取り組むこと】	
権利擁護への理解	<ul style="list-style-type: none">・シルバー世代に関わる権利擁護への理解を広げるため、虐待防止や成年後見制度などの支援の取組、市民・関係者等の役割などを周知する広報や学習を、さまざまな機関を通じて推進します。
高齢者虐待等の防止	<ul style="list-style-type: none">・家族などの養護者の虐待を防止するため、権利擁護の理解を広げる取組等を推進とともに、介護の負担に寄り添い、相談や見守り、適切なサービスの利用などによる支援につなぐ取組を充実します。・高齢者施設や事業所での虐待を防止するため、従事者への研修や相談体制などの環境整備について、適切に助言・指導を行います。
高齢者虐待等の早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none">・虐待や虐待の恐れがある状況を早期発見し迅速に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク会議で情報共有を行いながら、地域、事業者、関係機関等との連携体制、見守りなどの早期発見、支援の取組を充実します。・虐待や虐待の恐れがある状況を発見した際は相談・通報が求められていることを、市民や関係者に一層周知し、協力を呼びかけます。
後見的支援の推進	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用を促進するため、地域包括支援センター等による情報提供や相談を充実するとともに、地域福祉計画に基づく取組とも連動させて体制づくりを進め、申立や報酬助成などを適切に実施します。・判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉協議会等と連携して効果的な自立支援に取り組みます。

(2) 生活や介護をニーズに応じてしっかり支える

① “困りごと”に気づき、支援につなぐ取組

生活のなかの“困りごと”に気づき、適切な窓口や支援につながるよう、シルバー世代の意識を高めるとともに、シルバー世代に関わる多様な人々が、プライバシーに配慮しながら積極的に関わり、つなぐ取組を支援します。

【取り組むこと】	
自ら“困りごと”に気づく支援	<ul style="list-style-type: none">・シルバー世代や家族等が、生活に関する情報の伝達や学習、呼びかけ等を通じて、自分の困りごとに気づき、適切な相談窓口や支援につながったり、SOSを発する力を高めることを支援します。
“困りごと”を発見する取組の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域組織や校区福祉委員会、民生委員などの身近な地域の人々が連携し、プライバシーに配慮した見守りや声かけの活動を行い、困りごとの発見や、必要な支援につなぐ取組を推進します。・民間事業者や関係機関・団体等の協力を得て、日常業務のなかで気づいたシルバー世代に関する異変などの情報を提供する「高齢者見守りネットワーク」の充実を図るため、協力事業者を増やす取組や連携の強化を推進します。・アウトリーチ（積極的な働きかけ）活動を通じてシルバー世代のニーズを把握し、必要な支援につなぐよう、地域福祉計画に基づいて推進する重層的支援体制整備事業での継続的支援の仕組みづくりとも連動させて取り組みます。
相談につなぐための取組の充実 《重点》	<ul style="list-style-type: none">・シルバー世代や家族等が、生活や介護等に関して困ったり不安を感じたときに気軽に相談できるよう、窓口となる地域包括支援センターを周知するとともに、サービス等の情報や利用の呼びかけを積極的に推進します。・シルバー世代の身近で活動する、ケアマネジャー・民生委員、事業所等が気軽に相談に応じ、必要なときは適切な機関などにつなげられるよう、連携を強化します。

② 相談窓口とネットワークの充実

シルバー世代や家族等が、生活や介護等での多様な不安や“困りごと”を気軽に相談できるよう、情報を伝達するとともに、身近な人や機関などで相談を受け止め、適切な窓口や機関等につないで解決する取組を充実します。

【取り組むこと】	
地域包括支援センターの充実 《重点》	・ 地域包括支援センターが、中核機関として多様な相談を受け止め、対応やつなぎの役割を担えるよう、機能や体制の充実・強化を推進します。
介護事業所や医療機関等との連携	・ 介護サービス事業所や医療機関・薬局等が身近な相談窓口となり、支援が必要なときには地域包括支援センター等の専門機関につながるよう、連携します。
地域の相談活動との連携	・ 民生委員による相談やまちかど福祉相談所など、地域住民等による身近な相談活動が一層促進されるよう連携します。
当事者どうしの相談活動への支援	・ 老人クラブやひとり暮らし高齢者の会、介護者の会や障害者団体等が主体的に当事者どうしの相談や支え合いの活動を促進するよう支援します。
相談機関等のネットワークの充実	・ 地域ケア会議等を通じた高齢者保健福祉関係機関等のネットワークの強化や、ICTも活用した情報共有等により、各々の機関等の強みを活かして多様なニーズに効果的に対応する体制づくりを推進します。
複合的な課題等への支援	・ 複合的な課題に対応していくため、地域のさまざまな関係機関、団体、事業者等との連携を強化するとともに、地域福祉計画に基づいて推進する重層的支援体制の整備とも連動した機能や体制のあり方を検討します。

③ 日常生活を支援するサービスや活動等の充実

シルバー世代や家族等が、日常生活のなかで支援を必要とする多様な“困りごと”に的確に対応することで地域で安心して生活ができるよう、多様なニーズに対応するサービスや活動を市民、団体、事業者、関係機関等の地域の多様な力を活かして提供、創出します。

【取り組むこと】	
多様な“困りごと”を支えるサービス等の推進	<ul style="list-style-type: none">・シルバー世帯や家族等の生活での困りごとに対応するため、外出、買い物や家事の支援等の公・民の多様なサービスの展開や情報発信等により、適切な利用を促進します。また、関係機関等と連携し、多様な生活課題に対応するサービスや活動の提供、創出等を検討します。
身近な地域での支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・校区福祉委員会が中心となって実施されている小地域福祉ネットワーク活動をはじめとした、地域でのつながりを生かして支え合う活動を、社会福祉協議会等と連携して支援します。
住まいの確保とバリアフリー化への支援 《重点》	<ul style="list-style-type: none">・住宅確保に配慮が必要な人が安心して賃貸住宅に入居できるよう、大阪府の居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）等と連携し、情報提供等を推進します。・生活や介護がしやすい住宅にするため、住宅改修を適切に行うための事業者への情報提供や指導を推進します。

④ 介護を支援するサービスや活動の充実

できる限り住み慣れた地域で、つながりをもって暮らし続けられることをめざし、必要な介護の支援が受けられるように、介護保険サービスを提供する体制や施設等の確保を図るとともに、サービスの適切な利用を促進します。

【取り組むこと】	
介護保険サービスの提供 《重点》	<ul style="list-style-type: none">・介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービス（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）を適切に提供できるよう、事業者等による従事者の確保を支援します。・在宅での介護や療養を支援するため、地域密着型サービスの提供と利用を促進します。
介護予防・生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービス等を、要介護者になった人の継続的な利用にも配慮して推進するため、地域支え合い推進員等と連携して、担い手を増やすための呼びかけや研修を推進します。
居住型のサービス等の推進	<ul style="list-style-type: none">・介護保険施設サービスや居住系サービス等について、中長期的なニーズの予測などもふまえながら、計画的な整備を推進します。・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報提供などをを行うとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業者に助言・指導を行います。
サービス利用の経済的な負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・サービス利用の経済的な負担が過大にならないよう、各種支援策の適切な利用を促進します。
介護サービスでの災害や感染症への対策	<ul style="list-style-type: none">・介護保険サービス事業所などで、災害や感染症の発生時にも適切な対応ができるよう、マニュアルを活用した訓練や必要な物資等の備蓄などの、事業者による取組を推進します。・災害等の避難等を適切に行うための避難確保計画の作成や、計画に基づく避難訓練の実施などの取組を、事業者等と連携して推進します。・災害や感染症等の発生時に、被災者・感染者等への支援を行いつつサービスを継続するための事業継続計画を策定するよう、事業者等による取組を推進します。

⑤ 認知症の人への支援の充実

高齢化の進行にともない認知症の人が増加するなかで、認知症の人が尊厳をもって暮らせるよう、新たに制定された認知症基本法もふまえて、市民の理解のもとでの予防、早期発見・支援や、権利擁護を支える取組を推進します。

【取り組むこと】	
地域ぐるみの認知症支援の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">新たに制定された認知症基本法もふまえ、若年性認知症（65歳未満で発症）への支援も含めた認知症施策を、認知症サポート一や地域住民、医療・介護・福祉の専門職、関係機関等の協力のもとで推進します。全ての世代に対して認知症センター養成講座の受講促進を行い、認知症の人が活躍できる居場所づくりを地域住民と共に進めます。
認知症の相談体制の充実 《重点》	<ul style="list-style-type: none">シルバー世代や家族等が認知症に対する不安や気づきを感じたときに、予防の取組や早期の適切な支援につながるよう、地域包括支援センターを中心とした身近に相談できる体制を充実します。
認知症の人や家族への支援 《重点》	<ul style="list-style-type: none">初めて要支援認定を受けた人をオレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）が訪問して認知症の啓発と早期発見を行うオレンジ訪問を、利用拡大するよう呼びかけを強化しながら、継続して推進します。高齢者施設や事業所で認知症の人に対し適切な支援や介護を行うため、従事者の理解やスキルを高めるための研修を充実するとともに、認知症の人を介護する家族や、地域ぐるみの支援活動に参加する人等への学習を支援します。
認知症の人の社会参加と権利擁護の支援 《重点》	<ul style="list-style-type: none">地域組織や事業者等とも連携して認知症の人の地域での活動の場づくりや参加の支援を推進とともに、成年後見制度の利用促進などにより権利擁護を推進します。

⑥ 介護者への支援の充実

老老介護、介護離職など、介護負担の問題が多様化していることもふまえ、介護する家族等の負担をできるだけ軽減して安心して介護や支援を続けられる取組を充実します。

【取り組むこと】	
適切な介護サービスや支援等の利用の促進	<ul style="list-style-type: none">必要な介護保険サービス等を利用できるよう、相談や適切なケアプランの作成、サービスの確保などの支援を充実します。こころの面での支えなどを進めるよう、地域の人や介護者どうしの交流や支え合い等を推進します。
学習や健康保持等の支援	<ul style="list-style-type: none">適切な介護を行うことで負担を軽減するよう、在宅介護支援センター等による介護の知識や技術等の情報や学習機会の提供、介護者の健康管理や休息への支援を充実します。
介護離職防止などの取組	<ul style="list-style-type: none">介護の負担による離職を防止するよう、高齢者施設や事業所、大阪府と連携して、介護者への情報提供や相談を充実します。

⑦ 支援の質を高める取組

一人ひとりの状況やニーズに応じた質の高い介護や支援を通じて自立支援を実現することをめざして、ケアマネジメントやサービス・活動などのレベルアップを図るための取組を充実します。

【取り組むこと】	
ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none">・すべてのケアプランで自立支援の視点を一層推進するよう、自立支援型地域ケア会議、課題解決型地域ケア会議を一層充実するとともに、ケアマネジャー等への情報提供や研修を充実します。・多様化、複合化するニーズに対応するため、障害福祉サービス事業所が提供する共生型サービスや市民、団体、事業者等による多様なサービスや活動などの多様な資源を活用したケアマネジメントを推進します。
要介護認定の平準化	<ul style="list-style-type: none">・要介護認定の平準化を一層進めるため、認定審査会委員や認定調査員への研修や情報交換を充実するとともに、認定調査票の全件点検を継続して実施します。
従事者等のスキルの向上	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス等の事業者・従事者や、介護等を支援する活動を行うボランティア等が、利用者の思いやニーズを十分に理解し適切な支援を行えるよう、知識やスキルを高めるための情報提供を行うとともに、体系的、継続的な研修を実施します。
事業者への助言や指導の強化	<ul style="list-style-type: none">・介護保険の保険者としての役割を發揮し、介護保険サービス事業者への助言・指導を積極的に実施します。・介護保険サービス等の適正な利用と自立支援を推進するため、ケアプランの質を高めるための点検を様々な視点から実施するとともに、介護保険サービス事業者への助言・指導を強化します。・介護保険サービス事業者に集団指導及び運営指導を、有料老人ホーム等を運営する事業者へは集団指導及び立入検査を実施し、必要な助言・指導を行います。
サービスの情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none">・利用者が自分にあったサービスを選択できるよう、市ホームページの医療・介護サービス事業者情報検索ページや各種パンフレット等を活用して、事業所等の情報公開を充実します。
サービス評価や利用者の意見を活かした改善	<ul style="list-style-type: none">・事業者によるサービスの自己評価、第三者評価を推進するとともに、利用者の意見や苦情、市のオンブズパーソン（苦情調整委員）制度等を活かしたサービスの改善を推進します。

(3) 「地域共生社会」の視点で地域包括ケアを充実する

① 「地域共生社会」をめざすネットワークの充実

継続して取り組んできた地域包括ケアシステムをさらに発展させて、分野の枠を超えた「地域共生社会」をめざす視点で、シルバー世代を含む、すべての市民を支えるネットワークの充実に向けた取組を推進します。

【取り組むこと】	
地域包括ケアのネットワークの充実 《重点》	・多様な課題に効果的に対応できるよう、ＩＣＴも活用し情報共有しながら、地域ケア会議等を通じて関係機関等のネットワークを強化、充実します。
地域ケア会議等を通じた課題の共有と協働体制の強化 《重点》	・地域ケア会議を通じて、個別事例や地域の実情等に応じた課題の共有、解決を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向け、多様な立場の人や組織が参加し協働する体制を強化します。

② 在宅医療・介護連携の充実

介護と医療の支援が必要なシルバー世代が、地域で安心して暮らし続けられるよう包括的、継続的に支援するため、地域医療体制の充実を図るとともに、在宅医療と介護のサービスを提供する機関や専門職の連携強化の取組を推進します。

【取り組むこと】	
在宅医療・介護連携体制の構築 《重点》	・介護における、日常の療養支援、急変時対応、入退院の支援、看取り、これらを含めたＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の推進など、多様なニーズに対応できる在宅医療・介護連携体制の構築を推進します。
多職種連携の推進 《重点》	・多職種が連携して医療と介護のサービスを一体的に提供できるよう、関係機関や専門職の連携の強化、情報共有、合同研修等の取組を推進します。
地域医療体制の充実	・三師会と連携し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の制度を推進し、在宅支援を含めた医療体制の充実に取り組みます。
大阪府医療計画等の連携	・大阪府医療計画と介護保険事業計画を一体的に推進するよう、大阪府や関係団体との協議を推進します。

③ 地域包括ケアの担い手づくり

福祉・介護のサービスや活動へのニーズの増大と多様化に対応するため、多様な担い手を増やしていくよう、福祉・介護の仕事や活動への理解を広げながら、やりがいのある就業・活動環境の充実などに向けた取組を、府や事業者等と連携して推進します。

【取り組むこと】	
福祉・介護の仕事や活動への理解を広げる取組の推進 《重点》	<ul style="list-style-type: none">人と関わる福祉・介護の仕事や活動の魅力を伝えたり、体験する場を提供することなどを通じてイメージを高める取組を、大阪府、事業者等と連携して推進します。
福祉・介護の就業環境を改善する取組の推進《重点》	<ul style="list-style-type: none">福祉・介護サービスの質の維持、向上や必要な人材の確保を目指して、業務を効率的に進めるための見直しや外国人の介護人材の受入、ＩＣＴ、介護ロボット等の活用による生産性の向上等を促進します。
福祉・介護に関する多様な担い手づくり 《重点》	<ul style="list-style-type: none">介護予防・日常生活支援総合事業の有償活動員など、多様ななかで福祉や介護に関わる仕事づくりや、参加しやすい仕組みにするための工夫などを推進します。

④ つながり支えあう地域づくり

シルバー世代の生活の課題を理解し、誰もが地域とつながりをもち、「できること・したいこと」で支えあう「地域共生社会」をめざす取組を、地域福祉計画等と連動させて推進します。

【取り組むこと】	
困ったときに支え合う地域づくり	<ul style="list-style-type: none">「地域共生社会」の実現に向け、自治会や地域協働協議会等の地域組織の活動を通じて、シルバー世代と多様な人々が交流し、つながりをもって暮らしながら、地域で支え合うことができるまちづくりを推進します。
日常的な支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none">シルバー世代の一人ひとりの課題を地域全体の課題として考え、日常的な見守り・声かけや、つながりの場となるサロンなどの活動の担い手づくりなど、多様な取組を通じて、身近な地域でシルバー世代を支え・支え合う活動を推進します。

⑤ 安全・安心なまちづくり

弱い立場におかれがちなシルバー世代を含め、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、一人ひとりが意識し、地域ぐるみで協力して、防災、防犯、交通安全等の取組を推進します。

【取り組むこと】	
災害への備えと支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者を含め、災害時に支援が必要なシルバー世代が安全に避難できるよう備えるとともに、地域組織等とも連携し、支援が必要な人と平時からつながり、いざというときに支え合える体制づくりを推進します。・避難行動要支援者への個別避難計画の作成を推進するとともに、計画を通じた災害時の課題をふまえた備えや、支援体制づくりを推進します。
安心して過ごせる避難所や支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者を含むシルバー世代が安心して避難できるよう、地域の避難所での配慮や必要な備品などの充実を図ります。・地域の指定避難所での生活が困難なシルバー世代のための福祉避難所について事業者と連携して、必要な人が的確に利用できる運用方法の検討や仕組みづくりなどを推進します。
シルバー世代を犯罪や事故から守る取組	<ul style="list-style-type: none">・シルバー世代の消費者被害や詐欺などの被害を防ぐよう、一層の啓発や見守り等の取組を推進します。・シルバー世代の交通事故を防ぐよう、高齢者の行動を理解するための啓発や学習、交通安全施設の整備を推進します。

⑥ バリアのないまちづくり

シルバー世代の心身機能低下や障害のある人などにも配慮し、誰もが安心して快適に生活できる、バリアのないまちづくりを推進します。

【取り組むこと】	
ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・道路や公園等の都市施設や建築物のバリアの解消などにより、シルバー世代にも配慮した、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。・加齢にともなう視覚や聴覚、認知機能の低下にも対応した情報へのアクセスやコミュニケーションの確保など、情報バリアフリーの取組を推進します。
移動の支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・日常生活の利便性を高め、外出や社会参加を促進するため、公共交通の利用や移送を支援するサービス等の取組を推進します。

5. 重点的に取り組む事項

「目標の実現に向けた取組」を、市民、団体、事業者、関係機関等が協働して推進していくうえでの先導的な役割を担うため、次の取組を重点的に実施します。

(1) 地域包括ケアシステムの充実・強化

寝屋川市では、「公」と「民」の力をあわせて、シルバー世代が地域で、元気にいきいきと暮らしていくうえで必要な生活支援、介護予防、介護、医療、住まいのサービスを一体的に提供することをめざし、2025年（令和7年）を目指として、地域包括ケアシステムづくり推進しています。本計画は、この取組を活かし、さらに発展させていくセカンドステージをめざす計画であり、その骨格として、一層多様化、複雑化するシルバー世代の保健福祉のニーズに効果的に対応するための「しくみ」を充実するため、制度や分野の枠を超えて実現する「地域共生社会」の視点で、より広い人や組織のネットワークづくり、連携と協働による取組、それらを支える体制の強化に取り組みます。

① 地域包括支援センターの機能と体制の充実

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- 地域包括支援センターの充実〔取組（2）-②〕
 - ・地域包括支援センターが、中核機関として多様な相談を受け止め、対応やつなぎの役割を担えるよう、機能や体制の充実・強化を推進します。
- 相談につなぐための取組の充実〔取組（2）-①〕
 - ・シルバー世代や家族等が、生活や介護等に関して困ったり不安を感じたときに気軽に相談できるよう、窓口となる地域包括支援センターを周知するとともに、サービス等の情報や利用の呼びかけを積極的に推進します。
 - ・シルバー世代の身近で活動する、ケアマネジャー・民生委員、事業所等が気軽に相談に応じ、必要なときは適切な機関などにつなげられるよう、連携を強化します。

② 在宅医療・介護連携や「公・民」の連携などの多様な連携の推進

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- 在宅医療・介護連携体制の構築〔取組（3）-②〕
 - ・介護における、日常の療養支援、急変時対応、入退院の支援、看取り、これらを含めたACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の推進など、多様なニーズに対応できる在宅医療・介護連携体制の構築を推進します。
- 多職種連携の推進〔取組（3）-②〕
 - ・多職種が連携して医療と介護のサービスを一体的に提供できるよう、関係機関や専門職の連携の強化、情報共有、合同研修等の取組を推進します。

- 地域包括ケアのネットワークの充実 [取組（3）-①]
 - ・多様な課題に効果的に対応できるよう、ＩＣＴも活用し情報共有しながら、地域ケア会議等を通じて関係機関等のネットワークを強化、充実します。
- 地域ケア会議等を通じた課題の共有と協働体制の強化 [取組（3）-①]
 - ・地域ケア会議を通じて、個別事例や地域の実情等に応じた課題の共有、解決を図るとともに、「地域共生社会」の実現に向け、多様な立場の人や組織が参加し協働する体制を強化します。

③ 住まいとの一体的支援と在宅介護の充実

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- 住まいの確保とバリアフリー化への支援 [取組（2）-③]
 - ・住宅確保に配慮が必要な人が安心して賃貸住宅に入居できるよう、大阪府の居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）等と連携し、情報提供等を推進します。
 - ・生活や介護がしやすい住宅にするため、住宅改修を適切に行うための事業者への情報提供や指導を推進します。
- 介護保険サービスの提供 [取組（2）-④]
 - ・介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービス（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）を適切に提供できるよう、事業者等による従事者の確保を支援します。
 - ・在宅での介護や療養を支援するため、地域密着型サービスの提供と利用を促進します。

④ 地域包括ケアの担い手の確保と支援の充実

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- 福祉・介護の仕事や活動への理解を広げる取組の推進 [取組（3）-③]
 - ・人と関わる福祉・介護の仕事や活動の魅力を伝えたり、体験する場を提供することなどを通じてイメージを高める取組を、大阪府、事業者等と連携して推進します。
- 福祉・介護の就業環境を改善する取組の推進 [取組（3）-③]
 - ・福祉・介護サービスの質の維持、向上や必要な人材の確保を目指して、業務を効率的に進めるための見直しやＩＣＴ、介護ロボット等の活用による生産性の向上を促進します。
- 福祉・介護に関する多様な担い手づくり [取組（3）-③]
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の有償活動員など、多様なかたちで福祉や介護に関わる仕事づくりや、参加しやすい仕組みにするための工夫などを推進します。

(2) 介護予防・重度化防止と認知症の予防・支援の充実

シルバー世代が元気でいきいきと暮らすための基盤として、だれもが望む「健康寿命の延伸」と連動させることで、健康づくりとともにすすめる介護予防と重度化防止への理解をすすめ、地域で呼びかけあいながら、さまざまな資源を活かしてシルバー世代が主体的に取り組めるよう、場や環境づくりと、参加のための支援を一層すすめます。

こうした取組を通じて、高齢化率の上昇にともない増加する認知症を予防するとともに、早期の気づきと適切な支援、認知症になっても安心して暮らし続けられる、だれにも住みよい地域づくりをすすめるよう、地域ぐるみの取組を推進します。

① 健康と生活機能の維持・改善への支援

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- 健康づくりを通じた健康寿命の延伸と介護予防の推進〔取組（1）-（4）〕
 - ・健康増進計画等に基づく生活習慣の改善やフレイル（加齢による心身の虚弱）予防等を通じて、健康寿命の延伸をめざし、介護予防を推進します。
- 介護予防への理解の推進〔取組（1）-（4）〕
 - ・介護予防の重要性や、日常的に取り組めることなどについての理解を広げるため、情報発信や学習機会の充実を図ります。
- 地域でのさまざまな活動を通じた介護予防の推進〔取組（1）-（4）〕
 - ・地域活動・社会活動や就労的活動等への積極的な参加を支援することを通じて、介護予防を推進します。
- 運動を通じた介護予防の推進〔取組（1）-（4）〕
 - ・元気アップ体操をはじめとする通いの場等の地域での活動や、市民体育館等のスポーツ施設、事業者が提供するフィットネス等を活用し、運動を通じて介護予防と健康づくりを一体的に進める取組を推進します。
- 多様な通いの場づくりと参加の推進〔取組（1）-（4）〕
 - ・地域で生きがいや仲間づくりを進めることで介護予防につながる通いの場づくりを促進するため、地域支え合い推進員等と連携して支援を推進します。
 - ・事業所や企業など多様な主体による通いの場づくりを促進するため、呼びかけや支援を推進します。
- 重度化防止や活動量の多い元の生活をめざす取組の推進〔取組（1）-（4）〕
 - ・通所型サービス（短期集中）等を通じた生活機能の改善と社会参加の促進、医療専門職と連携した口腔機能や栄養状態の改善等により、介護や支援からの卒業や重度化防止を目指す取組を推進します。
 - ・短期集中通所サービスの終了後に地域の活動にスムーズにつながるように、地域支え合い推進員等によるコーディネートや伴走的な支援を充実させるとともに、短期集中通所サービスと地域の活動との中間的な通いの場づくりについて、検討していきます。

② 認知症の理解と予防・早期対応・支援の推進

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- 地域ぐるみの認知症支援の推進 [取組（2）-⑤)]
 - ・新たに制定された認知症基本法もふまえ、若年性認知症（65歳未満で発症）への支援も含めた認知症施策を、認知症サポーターや地域住民、医療・介護・福祉の専門職、関係機関等の協力のもとで推進します。
 - ・全ての世代に対して認知症サポーター養成講座の受講促進を行い、認知症の人が活躍できる居場所づくりを地域住民と共に進めます。
- 認知症予防の推進 [取組（1）-④)]
 - ・多様な主体による認知症への理解を進める取組を推進するとともに、介護予防としての生活習慣の改善や社会参加、運動などを通じた認知症予防を推進します。
- 認知症の相談体制の充実 [取組（2）-⑤)]
 - ・シルバー世代や家族等が認知症に対する不安や気づきを感じたときに、予防の取組や早期の適切な支援につながるよう、地域包括支援センターを中心とした身近に相談できる体制を充実します。
- 認知症の人や家族への支援 [取組（2）-⑤)]
 - ・初めて要支援認定を受けた人をオレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）が訪問して認知症の啓発と早期発見を行うオレンジ訪問を、利用拡大するよう呼びかけを強化しながら、継続して推進します。
 - ・高齢者施設や事業所で認知症の人に対し適切な支援や介護を行うため、従事者の理解やスキルを高めるための研修を充実するとともに、認知症の人を介護する家族や、地域ぐるみの支援活動に参加する人等への学習を支援します。
- 認知症の人の社会参加と権利擁護の支援 [取組（2）-⑤)]
 - ・地域組織や事業者等とも連携して認知症の人の地域での活動の場づくりや参加の支援を推進するとともに、成年後見制度の利用促進などにより権利擁護を推進します。

（3）元気でいきいきと活躍する場と参加支援の充実

シルバー世代が地域で役割をもって活躍することは、元気でいきいきと暮らすための大切な条件のひとつであるとともに、人口が減少・高齢化する社会のなかで、その役割はさらに大きくなっています。地域での活動は、新型コロナウイルス感染症の流行による自粛の影響による中止や縮小から回復してきていますが、より多くの人が参加できることを意識してすすめていくことが求められています。シルバー世代の一人ひとりのニーズに応じて、住みよいまちづくりをすすめる地域活動や就労的な活動に主体的に取り組むために、積極的な呼びかけ、きっかけや場づくり、参加のための支援を一層充実するよう、地域の資源を活かし、連携して取り組みます。

① 地域・社会活動の場と参加の推進・支援の充実

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- 身近な地域での活動の推進 [取組 (1)-②)]
 - ・身近な地域での交流や支え合いなどシルバー世代の主体的な活動を、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や縮小された活動の再開も含め、地域組織や市民団体、事業者等と連携して支援します。
- ボランティア・NPO・当事者活動等の推進 [取組 (1)-②)]
 - ・シルバー世代の生活に関する課題の解決等に取り組む、ボランティアグループやNPO、当事者組織などの活動を支援します。
- 生涯学習・スポーツ、文化・趣味活動等の推進 [取組 (1)-②)]
 - ・生涯学習やスポーツ、文化活動、趣味の活動などへのシルバー世代の参加を促進するため、多様なニーズに応じ、自主的な活動を支援します。
- 参加の呼びかけやきっかけづくり [取組 (1)-②)]
 - ・元気アップ介護予防ポイント事業等の活動参加のきっかけとなる情報発信を充実し、多様な活動へのシルバー世代の参加（企画や運営を担うことも含め）を促進します。
 - ・地域資源情報システム等を活用し、支援機関等間での情報共有を一層推進します。
 - ・活動への参加を希望する人のニーズに応じるとともに、活動への関心が低い人や参加を躊躇する人への呼びかけも充実させながら、地域支え合い推進員等によるコーディネートの取組を推進します。
- 主体的な活動の立ち上げや継続への支援 [取組 (1)-②)]
 - ・シルバー世代による主体的な活動の立ち上げや継続を促進するため、ボランティア養成講座を実施するとともに、地域支え合い推進員、市民活動センター、社会福祉協議会等との連携による支援を推進します。

② シルバー世代の活躍の場となる多様な就労や有償活動などへの支援

【取り組むこと】（「4. 目標を実現するための取組」から再掲）

- シルバー世代の就労への支援の推進 [取組 (1)-③)]
 - ・働くことを希望するシルバー世代の就労を支援するため、ハローワーク等の関係機関や生活困窮者自立支援事業等と連携し、相談や職業紹介などを推進します。
- 多様な就労的活動の推進 [取組 (1)-③)]
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業などの有償活動へのシルバー世代の参加などを促進するよう、事業者や支援機関等と連携して取り組みます。
 - ・シルバー世代が経験や技能を生かして地域づくりに参加し、生きがいを見つけることができるよう、シルバー人材センターの事業を支援します。

第3章 介護保険サービス等の推計と介護保険料

1. 被保険者数と要介護認定者の推計

(1) 被保険者数の推計

人口の高齢化がすすむなかで、本市でもシルバー世代の市民が増加してきましたが、各年の10月1日の65歳以上の人口は令和3年の68,933人をピークに減少に転じており、平成30～令和4年度の5年間の推移に基づく推計では、第9期介護保険事業計画の期間である令和6～8年度は下表のように横ばいで推移すると見込まれます。

一方、65歳以上の人割合を示す高齢化率は、総人口の減少に伴って今後も上昇し、令和5年10月の30.1%から、本計画の最終年度である令和8年度の30.5%になります。

中長期的にみると、高齢化率は令和12年度に31.4%、令和17年度に33.8%と上昇を続け、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には37.4%と一層高まります。

また、65～74歳の前期高齢者は令和5年10月の28,113人から令和8年度では23,716人に減少するのに対し、75歳以上の後期高齢者は39,977人から43,399人に増加し、シルバー世代のなかでの後期高齢者の割合がさらに大きくなります。

そのなかで、後期高齢者の割合は令和9年度の65.1%をピークに減少に転じますが、令和24年度からは再び増加すると予測されます。また、減少している前期高齢者も令和11年度からは増加するなど、シルバー世代の年齢構成が変動すると予測されます。

本市は、人口減少・少子高齢化に対応するため、「新たな価値を創り、選ばれるまち寝屋川」を将来像とする新しい総合計画のもとで子育て世代を中心とした新住民を誘引し、人口の年齢構成のリバランスを図っていくこととしています。こうしたまちづくりの取組とも連動しながら、シルバー世代の人口動態やニーズの変化をふまえ、安心して暮らし続けられる、持続可能な高齢者保健福祉と介護保険事業を展開していきます。

【被保険者数の推計】

[人]

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→	令和12年度	令和22年度
総人口 A	224,369	222,388	220,289		210,891	183,737
第1号被保険者(65歳以上) B	67,905	67,543	67,115		66,249	68,634
前期高齢者 (65～74歳)	26,044	24,752	23,716		24,140	33,637
後期高齢者 (75歳以上) C	41,861	42,791	43,399		42,109	34,997
第2号被保険者(40～64歳)	78,946	78,539	77,993		73,781	56,472
高齢化率 [%] B/A	30.3	30.4	30.5		31.4	37.4
後期高齢者の割合 [%] C/B	61.6	63.4	64.7		63.6	51.0

(2) 要介護（要支援）認定者等の推計

要介護（要支援）認定を受けている人は、第8期計画の開始時期の令和3年3月末の13,031人から、令和5年8月末では13,558人と、以前より伸び率は低下しているものの増加しています。また、第1号被保険者に占める認定者数の割合を示す認定率は、令和5年8月末で20.0%と令和2年9月の18.6%から上昇していますが、大阪府平均の23.5%よりは3.5%低く、この差は第8期計画の策定時と変わりません。一方、第1号被保険者1人あたりの介護保険サービスにかかる費用額（月額）は、令和3年で22,820円で、大阪府平均の23,046円より226円低いですが、第8期計画策定時の差（1,855円）より少なくなっています。

第9期計画の要介護（要支援）認定者数は、被保険者数の推計と認定率の実績に基づき、下表のように推計します。

前ページで推計したように、65歳以上の市民である第1号被保険者は減少しますが、介護や支援が必要な人の割合が大きくなる75歳以上の後期高齢者が増加することから、要支援、要介護の認定を受ける人が増加し、第1号被保険者のなかでの認定率も上昇します。認定者数や認定率は第9期計画の終了後も伸びると予測されることから、中長期的な視点もふまえてニーズに応じたサービスを提供できるよう、次ページからの推計に基づいて、サービス提供体制を確保するとともに、制度の持続可能性を高めるよう、シルバー世代の自立を支援し、要介護状況になることや重度化を予防する取り組みや適切なサービスを推進します。

【要介護（要支援）認定者数の推計】

[人]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	→	令和12年度	令和22年度
第1号被保険者	A	67,905	67,543	67,115		66,249	68,634
要介護（要支援）認定者 (第1号)	B	13,724	13,979	14,300		15,557	14,765
要支援	要支援1	2,135	2,152	2,171		2,293	1,978
	要支援2	1,803	1,814	1,833		1,949	1,770
要介護	要介護1	2,281	2,377	2,438		2,685	2,478
	要介護2	2,296	2,338	2,398		2,619	2,491
	要介護3	1,827	1,851	1,900		2,092	2,096
	要介護4	1,989	2,028	2,104		2,308	2,298
	要介護5	1,393	1,419	1,456		1,611	1,654
認定率 [%]		B/A	20.2	20.7		23.5	21.5

2. 介護保険サービスの見込量の推計

(1) 居宅サービスの見込量

居宅サービスの見込量は、第8期計画の利用実績と今後の要介護（要支援）認定者数の推計をふまえ、下表のように推計します。

見込量に応じたサービスを提供するため、事業者や従事者の確保を促進するとともに、サービスの質を一層高めるよう、「高齢者保健福祉の推進方策」の「生活や介護をニーズに応じてしっかり支える」(p. 16～p. 22) をはじめ、各項目に基づいて取り組みます。

【居宅サービスの見込量】

(参考)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	→	令和12年度	令和22年度
訪問介護	要介護[回/月]	136,967	146,241	155,336		168,141	166,268
訪問入浴介護	要介護[回/月]	656	668	696		746	754
	要支援[回/月]	0	0	0		0	0
訪問看護	要介護[回/月]	24,399	25,123	25,849		28,086	27,548
	要支援[回/月]	3,150	2,972	2,952		3,130	2,801
訪問リハビリ テーション	要介護[回/月]	1,160	1,160	1,199		1,301	1,272
	要支援[回/月]	201	212	221		243	211
居宅療養 管理指導	要介護[人/月]	2,722	2,835	3,005		3,263	3,203
	要支援[人/月]	141	145	148		157	140
通所介護	要介護[回/月]	25,356	26,188	26,809		29,271	28,183
通所リハビリ テーション	要介護[回/月]	5,768	5,981	6,185		6,728	6,517
	要支援[人/月]	304	298	299		316	281
短期入所 生活介護	要介護[日/月]	4,427	4,545	4,747		5,168	5,094
	要支援[日/月]	87	87	86		98	86
短期入所療養 介護（老健）	要介護[日/月]	288	297	322		347	342
	要支援[日/月]	20	20	20		20	20
短期入所療養 介護（病院等）	要介護[日/月]	0	0	0		0	0
	要支援[日/月]	0	0	0		0	0
短期入所療養 介護（介護医療院）	要介護[日/月]	0	0	0		0	0
	要支援[日/月]	0	0	0		0	0
福祉用具貸与	要介護[人/月]	4,866	5,077	5,345		5,810	5,656
	要支援[人/月]	1,417	1,480	1,524		1,614	1,434
特定福祉用具 購入費	要介護[人/月]	49	50	50		57	54
	要支援[人/月]	28	30	30		32	28
住宅改修費	要介護[人/月]	51	52	54		58	55
	要支援[人/月]	43	43	44		46	41
特定施設入居者 生活介護	要介護[人/月]	412	511	522		563	555
	要支援[人/月]	54	53	55		57	51
介護予防支援・ 居宅介護支援	要介護[人/月]	6,667	6,936	7,241		7,882	7,613
	要支援[人/月]	1,756	1,802	1,853		1,963	1,742

(2) 地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスの見込量は、第8期計画の利用実績と今後の要介護（要支援）認定者数の推計をふまえ、下表のように推計します。

第9期計画では、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を、令和7年度にそれぞれ1か所、公募により事業者を選定し、計画的に整備をすすめます。

見込量に応じたサービスを提供するため、事業者の公募による指定や従事者の確保を促進するとともに、サービスの質を一層高めるよう、「高齢者保健福祉の推進方策」の「生活や介護をニーズに応じてしっかり支える」(p.16～p.22)をはじめ、各項目に基づいて取り組みます。

【地域密着型サービスの見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護[人/月]	3	3	3
夜間対応型訪問介護	要介護[回/月]	0	0	0
地域密着型通所介護	要介護[回/月]	8,381	8,392	8,642
認知症対応型通所介護	要介護[回/月]	335	359	360
	要支援[回/月]	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	要介護[人/月]	61	92	94
	要支援[人/月]	13	13	13
認知症対応型共同生活介護	要介護[人/月]	336	359	368
	要支援[人/月]	0	0	0
地域密着型特定施設 入居者生活介護	要介護[人/月]	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護[人/月]	177	206	206
看護小規模多機能型居宅介護	要介護[人/月]	3	32	32

【圏域別の必要利用定員総数】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	市全域 [人]	145	174	174
	西北圏域 [人]	0	29	29
	東北圏域 [人]	29	29	29
	東圏域 [人]	29	29	29
	南圏域 [人]	29	29	29
	西南圏域 [人]	29	29	29
	西圏域 [人]	29	29	29

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	市全域 [人]	385	403	403
	西北圏域 [人]	54	54	54
	東北圏域 [人]	63	63	63
	東圏域 [人]	81	81	81
	南圏域 [人]	52	70	70
	西南圏域 [人]	72	72	72
	西圏域 [人]	63	63	63
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	市全域 [人]	174	203	203
	西北圏域 [人]	29	29	29
	東北圏域 [人]	29	29	29
	東圏域 [人]	29	29	29
	南圏域 [人]	29	29	29
	西南圏域 [人]	29	29	29
	西圏域 [人]	29	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	市全域 [人]	29	58	58
	西北圏域 [人]	0	0	0
	東北圏域 [人]	29	29	29
	東圏域 [人]	0	0	0
	南圏域 [人]	0	29	29
	西南圏域 [人]	0	0	0
	西圏域 [人]	0	0	0

(3) 施設サービスの見込量

施設サービスの見込量は、市内の施設の定員を勘案し、下表のように推計します。

各施設の従事者の確保を促進するとともに、サービスの質を一層高めるよう、「高齢者保健福祉の推進方策」の「生活や介護をニーズに応じてしっかり支える」(p. 16～p. 22) をはじめ、各項目に基づいて取り組みます。

【施設サービスの見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 [人/月]	816	816	816
介護老人保健施設 [人/月]	464	464	464
介護医療院 [人/月]	52	52	52

3. 地域支援事業の見込量の推計

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の見込量は、第8期計画の利用実績と今後の要介護(要支援)認定者数の推計をふまえ、下表のように推計します。

訪問型サービスは、有償活動員等も含めた多様な担い手の確保を図りながら、ニーズに応じたサービス提供を推進します。

また、通所型サービスでは、運動器機能、栄養改善、口腔機能や日常生活動作の改善を目的とした通所型サービス（短期集中）も実施し、介護予防・重度化防止と介護や支援からの卒業を目指す取組を積極的に展開します。

【介護予防・生活支援サービス事業の見込量】

(参考)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	→	令和12年度	令和22年度
訪問型サービス（現行相当） 利用者数〔人/月〕	121	124	126	110	98	
訪問型サービス（基準緩和） 利用者数〔人/月〕	737	754	764	669	598	
通所型サービス（現行相当） 利用者数〔人/月〕	102	105	106	93	83	
通所型サービス（基準緩和） 利用者数〔人/月〕	487	498	505	442	395	

② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）等を対象として介護予防を推進するため、以下の事業を実施します。

事業の種類	事業の内容
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います（介護予防教室等）
地域介護予防活動支援事業	地域での住民主体の介護予防活動を支援します（元気アップ体操サポーターの活動支援等）
地域リハビリテーション活動支援事業	地域での介護予防の取組の強化や、自立支援、重度化防止の推進のため、訪問指導等によるリハビリテーション専門職等の参加を促進します

(2) 包括的支援事業

日常生活圏域に2か所ずつ設置した地域包括支援センターを中心として、以下の事業を実施します。

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センターの運営	地域包括ケアの中核機関として、高齢者の保健、医療、福祉に関する相談、支援等に包括的、継続的に対応します
介護予防ケアマネジメント	要支援の方等の介護予防や生活支援を効果的にすすめるよう、状況に応じたプランの作成や見直しを行います
総合相談支援業務	関係機関のネットワークを活かした総合相談、支援により、制度の垣根を越えた多面的な援助を推進します
権利擁護業務	成年後見制度の利用促進や虐待への対応等により、高齢者の権利擁護を支援します
包括的・継続的ケアマネジメント支援	介護支援専門員への相談や支援困難事例への指導等の後方支援を行うとともに、多職種の連携や協働による包括的、継続的なケア体制の構築を図ります
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種の協働による個別課題の解決やネットワークの構築を図るとともに、地域の課題を地域、資源づくりや政策形成につなぐよう、圏域や市域での会議を行います ・個別ケースの課題を分析し、保健、医療及び福祉ネットワークの構築やサービス調整を行うことで、高齢者の自立支援を図ります
在宅医療・介護連携の推進	包括的、継続的な在宅医療・介護を提供するよう、関係機関の連携体制を構築します
認知症施策の推進	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を通して、関係機関の連携による包括的な支援を推進します
生活支援サービスの体制整備	地域支え合い推進員を配置し、ニーズと取組のコーディネートを行うとともに、在宅支援員養成研修や有償活動員養成講座を実施し、生活支援サービスの担い手を養成します

【包括的支援事業の見込量】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター総合相談件数 [件/年]	6,854	7,094	7,342
認知症初期集中支援事業相談件数 [人/年]	101	116	133

(3) 任意事業

本市では、任意事業として以下の事業を実施します。

事業の種類	事業の内容
介護給付適正化事業	介護保険サービスが必要な人に適切かつ効率的に提供されるよう、国が示した指針や府が策定した計画をふまえた「寝屋川市介護給付適正化計画」に基づき、次の事業を実施します
要介護認定の適正化	要介護、要支援認定における訪問調査を市職員等によって実施するとともに、委託訪問調査のチェック等を行います
ケアプラン点検	ケアプランの内容について、介護保険の保険者としての視点から確認し、確認結果に基づく指導等を行います
住宅改修の点検	住宅改修費の給付に関する利用者宅の実態調査や利用者の状態等の確認、施工状況の確認等を行います
福祉用具購入・貸与調査	福祉用具購入費、福祉用具貸与に関して、利用者における必要性の確認等を行います
医療情報との突合	給付適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容の確認を行います
縦覧点検	給付適正化システムの縦覧点検帳票による請求内容の確認を行います
給付実績の活用	給付適正化システムの給付実績を活用した情報提供帳票による請求内容の確認等を行います
家族介護支援事業	高齢者の介護をしている家族等を支援するため、次の事業を実施します
徘徊高齢者家族支援サービス	認知症の高齢者が徘徊したときに早期に発見できるよう、位置情報を検索するシステムの端末を貸与します
徘徊高齢者発見支援メール	認知症の高齢者が行方不明になったときに、「メールねやがわ」に登録をしている市民に情報を配信します
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な認知症の高齢者に親族等がいない場合に、本人に代わって市が家庭裁判所に申立を行います
住宅改修支援事業	介護保険の住宅改修費の申請にかかる理由書作成に対して、助成金を交付します

4. 介護保険事業費等の推計

(※) 介護保険事業費は、現在、国の社会保障審議会において検討がすすめられている介護報酬の改定を反映させて推計します。

5. 介護保険料の設定

(※) 第1号被保険者の保険料の基準額は、現在精査中です。